

令和2年度

# スポーツ振興基金助成金

(選手・指導者研さん活動助成)

## 受給手続きの手引

※オリンピック競技等対象



# スポーツ振興基金

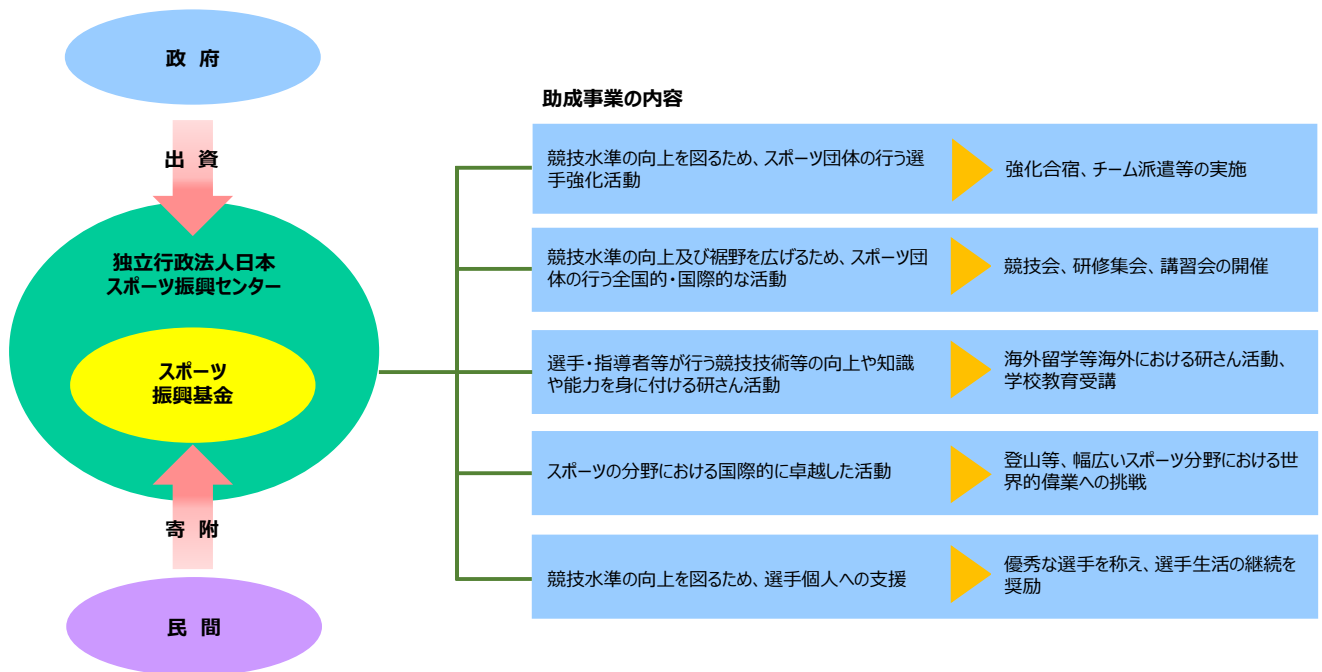
令和2年4月

独立行政法人日本スポーツ振興センター

# スポーツ振興基金助成金について

スポーツは、国民の心身の健全な発達に資するとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に寄与するものです。特に、我が国の国際的な競技水準の向上を期して、選手や指導者が安心してスポーツ活動に打ち込めるようにするとともに、スポーツの裾野を拡大するための施策を講じることは、国民のスポーツに対する意欲や興味を喚起し、広く我が国のスポーツの普及・振興を図る上で大きな意義を有しています。

このため、政府は平成2年度に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの前身である日本体育・学校健康センターに出資し、スポーツ振興基金を設置しました。これに民間からの寄附金を合わせて基金の拡充を図り、その運用益等により、スポーツ団体、選手・指導者等が行う各種スポーツ活動等に対して助成を行うこととしています。



**JAPAN SPORT**  
COUNCIL  
日本スポーツ振興センター

## 目次

令和2年度スポーツ振興基金助成金受給手続きについて	(頁)
1 助成の概要	3
2 助成の流れ	7
3 推薦手続きについて	10
4 助成決定者の選定及び交付決定の手続きについて	11
5 報告書類の提出について	12
6 助成金の額の確定について	14
7 助成金の交付（支払）について	14
8 助成活動の中止について	14
9 交付決定の取消し及び罰則について	15
10 助成金を受給する上での留意事項等（重要）	15
11 その他	15
12 お問い合わせ先	16
13 様式	

## 用語説明

J S C	独立行政法人日本スポーツ振興センター
J O C	公益財団法人日本オリンピック委員会
N F	助成対象者が所属する統括競技団体
J A D A	公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
助成対象者	助成の対象となる者（J O CにおいてN Fと協議の上、推薦のあった選手及び指導者等）
助成決定者	助成対象者のうち、助成金の交付決定を受けた者 （助成金交付決定通知書を受領した者）

# 1 助成の概要

## (1) 目的

我が国における優秀な選手及びその指導者等が行う競技技術等の向上や将来に向けて、職業や实际生活に必要な知識や能力を身に付ける研さん活動に対して助成を行うことにより、選手及びその指導者等の能力育成を図ることを目的としています。

## (2) 助成対象活動

助成の対象となる活動は、次に掲げる活動とします。

### ア 海外研さん活動

選手及びその指導者等が競技技術等の向上を図るために行う海外留学等海外における研さん活動

### イ 能力育成教育

選手又は選手であった者が将来に向けて、職業や实际生活に必要な知識や能力を育成するために受ける学校教育（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める大学、高等専門学校及び同法第124条に定める専修学校における教育）

なお、助成対象活動は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間に実施するものとします。

## (3) 助成対象者

助成の対象となる者は、JOCにおいてNFと協議の上、推薦のあった選手及び指導者等とし、次に掲げる者とします。

### ア 海外研さん活動

(ア) JOCがエリートA、エリートB又はユースエリートに認定した選手

(イ) JOCが特に推薦するJOCが認定した強化スタッフ

※海外研さん活動の人数は、JOC及びNFと協議の上決定した範囲内とします。なお、必要に応じて、推薦者に推薦順位を付してください。

### イ 能力育成教育

(ア) JOCがエリートA若しくはエリートBに認定した選手又は選手であった者（JOCがアスリートプログラムを実施する以前においては、エリートA又はエリートBをそれぞれ特別強化指定選手A又は特別強化指定選手Bに読み替えるものとする。）

(イ) 次のいずれかの規程又は要項に基づく顕彰又は表彰を受けた選手又は選手であった者

1) スポーツ功労者顕彰規程（昭和43年11月14日文部大臣裁定）

2) オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程（平成六年文部省令

第二号)

3) オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会入賞者等表彰要項(平成4年8月10日文科大臣裁定)

4) 国際競技大会優秀者等表彰要項(平成9年9月3日文科大臣裁定)

5) ユースオリンピック競技大会優秀者等表彰要項(平成24年3月2日文科科学大臣決定)

(ウ)(ア)及び(イ)以外で、特に優れた成績を取めたと理事長が認めた選手又は選手であった者

※能力育成教育の人数は、JOC及びNFと協議の上決定した範囲内とします。なお、必要に応じて、推薦者に推薦順位を付してください。

なお、以下に該当する者は原則対象者とはなりません。

① 国庫補助等による助成を受けている選手及びスタッフ(例: ナショナルコーチ、アシスタントナショナルコーチ、専任コーチングディレクター[トップアスリート担当、ジュニアアスリート担当、NTC担当、特任コーチングスタッフ]、専任メディカルスタッフ、専任情報・科学スタッフ、専任競技用具担当スタッフ、ハイパフォーマンスサポート事業スタッフ、アスリートパスウェイの戦略的支援事業スタッフ、次世代ターゲットスポーツの育成支援事業スタッフ、有望アスリート海外強化支援事業ターゲットアスリート及びそれに付随するコーチ・トレーナー・サポートスタッフ)

② JSCの広報活動等<sup>(※)</sup>に協力しない選手及び指導者等

(※) JSC事業の広報、「スポーツの日」中央記念行事等

(NFの規定やスポンサー等との契約等により協力できない場合は個別にお問い合わせください。)

#### (4) 助成対象期間

助成対象期間は、次に掲げるとおりです。

##### ア 海外研さん活動

原則として6か月以内とし、競技技術等の向上又は受入先の事情等により特に必要と認められる場合は、1年を限度とします。

##### イ 能力育成教育

原則として2か年度以内とします。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではありません。

なお、交付の申請は、事業年度ごとに行ってください。

## (5) 助成対象経費

助成の対象となる経費は、次の表に定めるとおりとします。

また、実施要領別表「助成対象経費の基準等」及び会計処理の手引（令和2年度用）も併せてご確認ください。

助成対象活動	助成対象経費	備考・摘要
海外研さん活動	旅費	
	渡航費	・ 1往復分のエコノミークラスの費用が対象
	滞在費	・ 定額（国家公務員等の旅費に関する法律昭和25年法律第114号第35条に規定する日当・宿泊料に当該旅行日数を乗じた額を超えない額）を支給 ※居住地又は宿泊場所を提供される場合、宿泊料は対象外経費となります。
	その他競技技術の向上を図るために行う海外留学等海外における研さん活動に直接必要な経費	
能力育成教育	旅費	・ 公共交通機関を利用した、一定距離以上の通学費（授業期間中）が対象 ・ 自家用車やバイクでの移動に係る費用は対象外
	スポーツ用具費	・ 助成対象活動のみで使用し、かつ、履修教育機関から購入する事を指示された場合のみ対象
	消耗品費	
	通信運搬費	・ 学会投稿等に必要な場合のみ対象
	雑役務費	
	その他将来に向けて、職業や実生活に必要な知識や能力を育成するために受ける学校教育に直接必要な経費	・ 例：入学金、授業料

※令和2年3月31日以前の経費は、助成対象経費となりません。

ただし、能力育成教育において、令和2年3月31日以前に、令和2年度に学校教育を受けるために履修教育機関へ必ず支払わなくてはならない経費（入学金、授業料等）については、助成対象経費となります。（令和元年度以前に入学した場合の入学金や令和元年度以前の授業料等は、助成対象経費となりません。）

※助成対象経費については、必ず収支に関する証拠書類（領収書等）の提出が必要となります。また、収支に関する証拠書類については、助成活動の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管する必要がありますので、ご注意ください。

## (6) 助成金の額

助成金の額は、定額（千円未満切捨て）とし、助成金の額の上限額は次に定めるとおりとします。なお、助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額（千円未満切捨て）のいずれか低い額とします。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成活動の収入総額が、支出総額を上回るときは、確定しようとする助成金の額から上回った額（千円未満切上げ）を減じた額を確定額とします。

### ア 海外研さん活動

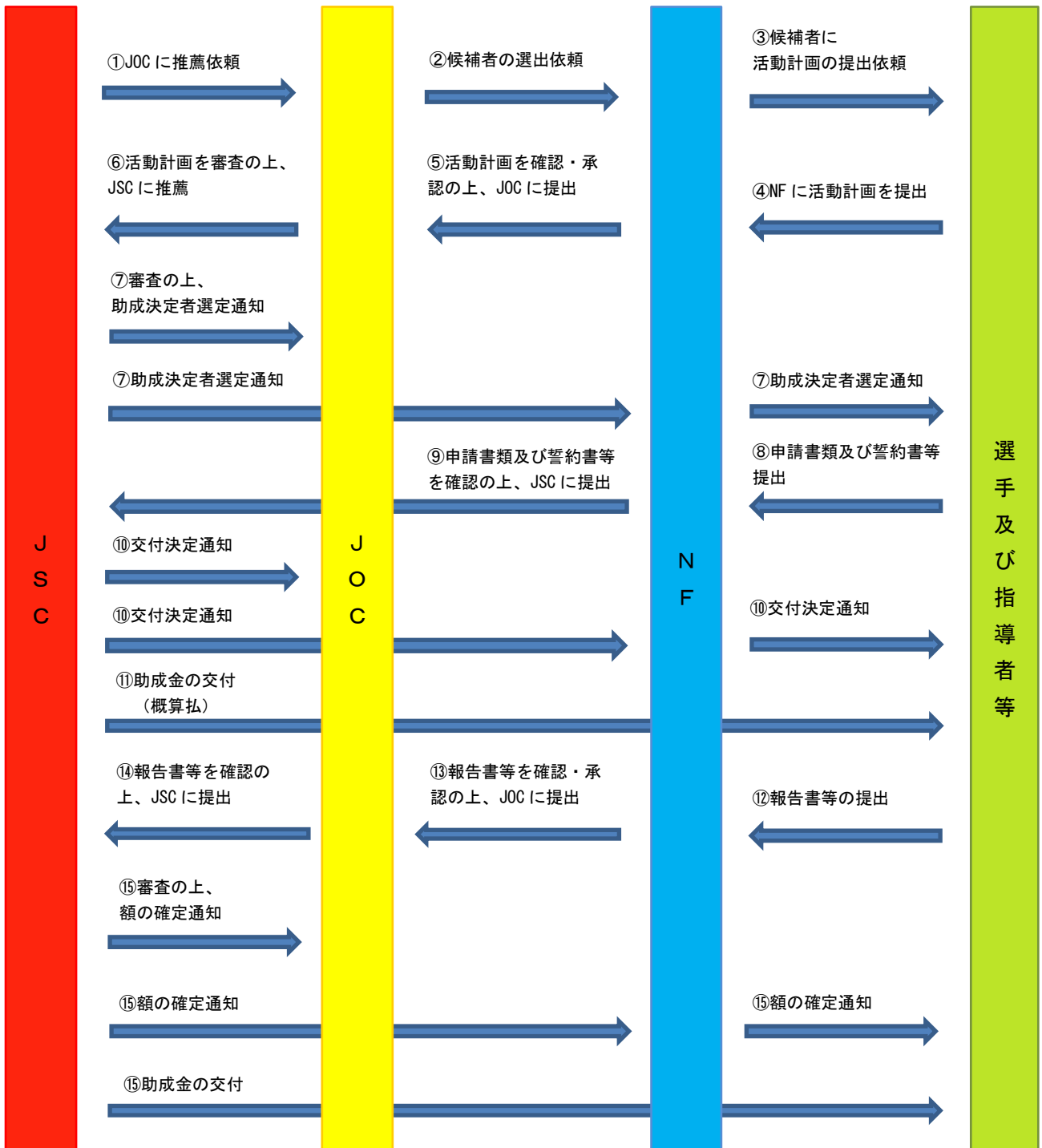
助成金の額は、スポーツ振興基金助成金実施要領の「助成対象経費の基準等」により算定した額とします。

### イ 能力育成教育

助成対象経費は、次の表に掲げる額を限度とします。

履修教育機関	助成対象経費限度額
大学・大学院（修士）	1,920千円（160千円×12ヶ月）
大学院（博士）	2,160千円（180千円×12ヶ月）
大学院（専門職学位）	2,400千円（200千円×12ヶ月）
短期大学、高等専門学校、専修学校	1,680千円（140千円×12ヶ月）

## 2 助成の流れ





時 期	No.	事 項	該 当 者	内 容
4 月	①	助成対象者の推薦依頼	J S C	➤ J S Cは、J O Cに助成対象者の推薦を依頼します。
	②	候補者の選出依頼	J O C	➤ J O Cは、N Fに候補者の選出を依頼してください。
	③	活動計画の提出依頼	N F	➤ N Fは、候補者を選出し、候補者に所定の活動計画（P 1 0参照）の提出を依頼してください。
5 月	④	活動計画の提出	選手等	➤ 候補者は、活動計画（P 1 0～1 1参照）をN Fに提出してください。
	⑤	活動計画を確認・承認の上、提出	N F	➤ N Fは、候補者から提出された活動計画を確認・承認した上で、とりまとめてJ O Cに提出してください。
	⑥	助成対象者の推薦	J O C	➤ J O Cは、N Fと協議をし、活動計画等を審査した上で、助成対象者を決定し、所定の推薦書類（P 1 0参照）をJ S Cに提出してください。
6 月	⑦	助成決定者の選定	J S C	➤ J S Cは、活動計画等について審査し、助成対象者の中から、助成決定者となる者を選定して、助成対象経費の上限額を決定します。 ➤ J S Cは、選定された選手・指導者等、N F及びJ O Cに対し、助成決定者選定通知等を送付します。選定されなかった選手・指導者等に対しては、その旨を通知します。
	⑧	申請書類及び誓約書等の提出	選手等	➤ 選定された選手・指導者等は、申請書類と誓約書等（P 1 2参照）をN Fに提出してください。
	⑨	申請書類及び誓約書等を確認の上、提出	N F	➤ N Fは、選定された選手・指導者等から提出された申請書類及び誓約書等（P 1 1～1 2参照）を確認した上で、J S Cに提出してください。
7 月	⑩	交付決定	J S C	➤ J S Cは、提出された申請書類及び誓約書等をもって、助成金の交付決定を行い、助成決定者、N F及びJ O Cに対し、交付決定通知書等を送付します。

12月	⑪	助成金の交付 (概算払)	選手等 ・ J S C	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 助成決定者は、助成金の概算払が必要な場合、N Fを通じて助成金概算払申請書(P 1 4参照)をJ S Cに提出してください。J S Cは、申請に基づき、助成決定者に交付決定額の半額を概算払します。</li> </ul>
4月 又は活動 完了後 (30日以内)	⑫	実績報告書等 の提出	選手等	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 助成決定者は、実績報告書等(P 1 3参照)をN Fに提出してください。</li> </ul>
	⑬	実績報告書等 を確認・承認 の上、提出	N F	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ N Fは、助成活動が完了した助成決定者に、実績報告書等(P 1 3参照)の提出を依頼し、確認・承認した上で、とりまとめてJ O Cに提出してください。</li> </ul>
	⑭	実績報告書等 を確認の上、 提出	J O C	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ J O Cは、N Fから提出された実績報告書等(P 1 2～1 3参照)を確認した上で、提出期日(P 1 3参照)までに、とりまとめてJ S Cに提出してください。</li> </ul>
5月	⑮	助成金の額の 確定及び助成 金の交付	J S C	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ J S Cは、実績報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、助成金の額を確定し、当該助成決定者、N F及びJ O Cに対し、助成金の額の確定通知書を送付します。</li> <li>➤ J S Cは、助成決定者に助成金(未払額)を交付します。</li> </ul>
		助成金の返還	選手等	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 助成決定者は、助成金の額を確定した場合において、既にその額を超過した助成金が交付されているときは、J S Cに超過した額を、別に通知を受けた期限までに返還してください。</li> <li>➤ 返還等については、J S Cから助成決定者、N F及びJ O Cに通知します。</li> </ul>

※選手・指導者等の書類提出期日についてはN Fに、N Fの書類提出期日についてはJ O Cにご確認ください。

※選手・指導者等に通知文書等を送付する場合は、N Fを通じて行います。

※時期につきましては、参考として例年のスケジュールを記載しております。新型コロナウイルス感染症の状況や審査の状況等により、推薦から支払までのスケジュールが記載のものから変更となる可能性がありますこと、ご了承ください。

### 3 推薦手続きについて

#### (1) JOC

JOCは、JSCからの助成対象者の推薦依頼（配分計画を含む。）に基づき、NFに対して候補者の選出を依頼し、NFと協議の上、提出書類①～④を作成し、メール及び紙媒体により別に通知する日までに、JSCに提出してください。

その際、NFから提出された助成活動計画書（提出書類⑤）についても審査の上、その他参考資料（提出書類⑥）と併せて紙媒体により提出してください。

##### 【提出書類】

- ① 推薦書（様式1）
- ② 推薦者一覧（様式2-1）
- ③ 推薦調書（海外研さん活動）（様式3）
- ④ 推薦調書（能力育成教育）（様式4）
- ⑤ 助成活動計画書（NFから提出されたもの）
- ⑥ 参考資料（エリート認定一覧等、助成対象者の要件を満たしていることが分かるもの）

##### 【提出先】

<送信用メールアドレス>

[josei4@jpnспорт.go.jp](mailto:josei4@jpnспорт.go.jp)

<紙媒体提出先>

〒107-0061 東京都港区北青山2-8-35

独立行政法人日本スポーツ振興センター

スポーツ振興事業部 支援企画課 アスリート支援係

※封筒に「基金助成金推薦書在中」と朱書きし、簡易書留・宅配便等、配達記録の残る方法で提出してください。

#### (2) NF

JOCから候補者の選出依頼を受けたNFは、海外研さん活動及び能力育成教育の制度概要や規程等を周知・説明した上で、候補者を選出し、候補者に助成活動計画書の提出を依頼してください。そして、提出された助成活動計画書の内容について確認し、NFの長が承認した上で、提出期日までに、推薦調書等を付してJOCに提出してください（提出期日、提出先及び提出書類は、JOCにご確認ください。）。

#### (3) 選手及び指導者等

NFから、JSCに推薦される候補者として選出された選手及び指導者等は、提出期日までに、助成活動計画書（提出書類①）をNFに提出してください（提出期日及び提出先は、NFにご確認ください。）。

#### 【提出書類】

- ① 助成活動計画書（様式5、様式6）

なお、JSCの定める書類については、JSCのホームページから書式をダウンロードして作成してください。

#### 様式ダウンロード

<https://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/kojin/tabid/119/Default.aspx>

## 4 助成決定者の選定及び交付決定の手続きについて

スポーツ振興事業助成審査委員会の審議を経て、助成金の配分額を決定し、その範囲内において、助成決定者となる者を、審査の上、選定します。

審査結果については、JOCに通知します。選定された選手及び指導者等には、NFを通じ、助成決定者選定通知を送付しますので、通知を受けた場合は、以下のとおり手続きを進めてください。必要書類全ての提出をもって、助成金の交付決定を行いますので、提出物に遺漏がないよう注意してください。また、選定されなかった選手及び指導者等に対しては、NFを通じてその旨を通知します。

なお、助成金の交付決定は、助成財源の範囲内で行いますので、交付決定に至らない又は申請額から減額して交付決定を行う場合があります。

また、交付決定した場合は、助成決定者、NF及びJOCにその旨通知します（助成決定者にはNFを通じて通知します。）。審査手続期間中の採否に関するお問合せにはお答えできませんのでご了承ください。

### (1) NF

NFは、選定通知を受けた選手及び指導者等に、助成金の交付を受けるための申請に係る提出書類①～③を提出するよう依頼してください。そして、提出された書類の内容を確認した上で、別に通知する日までに、JSCに紙媒体で提出してください。

#### 【提出書類】

- ① 助成金交付申請書（実施要領別記様式第1）

- ② 銀行振込依頼書（ホームページ掲載様式）

※本人名義以外の口座に振込む場合は委任状が必要です。

※委任状の様式は任意ですが、参考例をホームページに掲載しています。

- ③ 誓約書（ホームページ掲載様式：令和2年度用）

#### 【提出先】

〒107-0061 東京都港区北青山2-8-35

独立行政法人日本スポーツ振興センター

スポーツ振興事業部 支援企画課 アスリート支援係

※封筒に「基金助成金申請書在中」と朱書きし、簡易書留・宅配便等、配達記録の残る方法で提出してください。

## (2) 選手及び指導者等

選定通知を受けた選手及び指導者等は、提出期日までに、助成金の交付を受けるための申請に係る提出書類①～③を、NFに提出してください（提出期日及び提出先は、NFにご確認ください。）。

誓約書の提出にあたっては、誓約書の記載内容をよく確認の上、署名・押印してください。提出書類①～③のいずれかひとつでも未提出の場合は、交付決定を行いません。

### 【提出書類】

① 助成金交付申請書（実施要領別記様式第1）

② 銀行振込依頼書（ホームページ掲載様式）

※本人名義以外の口座に振込む場合は委任状が必要です。

※委任状の様式は任意ですが、参考例をホームページに掲載しています。

③ 誓約書（ホームページ掲載様式：令和2年度用）

なお、JSCの定める書類については、JSCのホームページから書式をダウンロードして作成してください。

様式ダウンロード

<https://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/kojin//tabid/120/Default.aspx>

## 5 報告書類の提出について

### (1) JOC

JOCは、NFに実績報告書等の提出を依頼し、提出された実績報告書等を確認の上、提出期日までに、JSCにメール及び紙媒体により提出してください。

なお、期日までに報告書等の提出がない場合は、助成金交付の取消しを行う場合もありますので、ご注意ください。

#### 【提出先】

<送信用メールアドレス>

[josei4@jpnsport.go.jp](mailto:josei4@jpnsport.go.jp)

<紙媒体提出先>

〒107-0061 東京都港区北青山2-8-35

独立行政法人日本スポーツ振興センター

スポーツ振興事業部 支援企画課 アスリート支援係

※封筒に「基金助成金実績報告書在中」と朱書きし、簡易書留・宅配便等、配達記録の残る方法で提出してください。

【提出期日】

令和3年4月12日（月）

※活動の完了から30日を経過した日又は提出期日のいずれか早い日

## (2) NF

NFは、助成決定者に実績報告書等の提出を依頼してください。そして、提出された実績報告書等の内容について確認し、NFの長が承認した上で、提出期日までに、JOCにメール及び郵送により提出してください（提出期日及び提出先は、JOCにご確認ください。）。

## (3) 選手及び指導者等

助成決定者は、提出期日までに、提出書類①～⑥を、NFにメール及び郵送により提出してください（提出期日及び提出先は、NFにご確認ください。）。

【提出書類】

- ① 実績報告書（実施要領別記様式第8）
- ② 助成活動報告書（ホームページ掲載様式）
- ③ 収支計算書（ホームページ掲載様式）  
※海外研さん活動のみ
- ④ 収支に関する証拠書類（実施要領第13条に定める書類（領収書等））
- ⑤ 活動状況レポート及び活動時の写真  
※海外研さん活動のみ  
※活動状況を400字程度にまとめ、写真と併せて提出してください。  
※JSCのホームページに掲載する場合がありますので、メール（Word 又は Excel）により提出してください。
- ⑥ 社会貢献活動レポート及び活動時の写真  
※能力育成教育のみ  
※助成活動実施期間中に、30日間以上、スポーツに関する社会貢献活動を行うこととしています。活動状況を400字程度にまとめ、写真と併せて提出してください。  
※JSCのホームページに掲載する場合がありますので、メール（Word 又は Excel）により提出してください。

なお、JSCの定める書類については、JSCのホームページから書式をダウンロードして作成してください。

様式ダウンロード

<https://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/kojin///tabid/123/Default.aspx>

## 6 助成金の額の確定について

JSCは、提出された実績報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績が、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金の額の確定を行います。

なお、額の確定の際、活動の収支や審査の状況などにより、助成金の額の減額又は交付決定の取消しとなる場合があります。

## 7 助成金の交付（支払）について

助成金の交付（支払）は、活動完了後に提出される実績報告書を審査の上、助成金の額の確定後に銀行振込により行います。

ただし、助成金概算払申請書が提出された場合は、交付決定額の半額を上限に概算払します。助成金の概算払が必要な助成決定者は、交付決定後、指定された期日までに、NFを通じて提出書類①をJSCに提出してください（提出期日及び提出先は、交付決定時にお知らせします。）。

この場合、概算払により受領した助成金に発生した預金利息は、助成事業の収入となります。

なお、助成金の額の確定後、既に交付した助成金に差異（過不足）が生じた場合は、助成金の返還又は未交付額の交付を行うこととなります。

※助成金を返還することとなった場合、返還期限は返還命令の日から20日以内とし、期限内に納付しなかった場合、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95%の割合で計算した延滞金が科されます。

### 【提出書類】

- ① 助成金概算払申請書（実施要領別記様式第11）

## 8 助成活動の中止について

助成活動を中止する事由が生じた場合の手続きについては、スポーツ振興事業部支援企画課アスリート支援係までお問い合わせください（「12 お問い合わせ先」（P16）参照。）。

手続きが取られた場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、助成決定者、NF及びJOCにその旨通知します（助成決定者にはNFを通じて通知します。）。

## 9 交付決定の取消し及び罰則について

J S Cに虚偽の報告を行い助成金を受給するなどの不正受給を行った場合等には、交付決定を取り消し、次の処分を科します。

- ・ 交付決定の取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成金の返還を命じるとともに、返還すべき金額につき、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を科します。  
※助成金の返還期限は、返還命令の日から20日以内とし、期限内に納付しなかった場合、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を科します。
- ・ J S Cが定める期間において、助成対象者から除外します（アスリート助成、研さん活動助成を受けることはできません）。

なお、不正受給にN Fが関与した場合は、N Fにも罰則を科す場合があります。N Fにおいては、所属選手及び指導者等の活動の把握及び誓約事項の遵守に関する指導等を徹底するとともに、助成決定者を取り巻く関係者及びN F役職員等に対しても制度の概要や規程等を周知・説明するようにしてください。

## 10 助成金を受給する上での留意事項等（重要）

助成決定者は、助成活動の経理について、収支簿を備え、他の経理と区分して助成活動の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにするとともに、当該収支簿及び収支に関する証拠書類を、助成活動の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存し、実績報告時及びJ S Cの指示があった場合は、直ちに提出できるようにしておく必要があります。

収支に関する証拠書類を提出できない場合は、対象経費とならず、助成金を返還いただくこともあります。

## 11 その他

### (1) 助成活動の公開等

J S Cは、助成活動の実施結果等について、不開示情報を除き、ホームページ等に公開します。

なお、提出いただいた書類は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。

また、助成金交付手続きに必要な書類に含まれる個人情報については、当該審査業務以外の用途に使用いたしません。



## (2) 助成活動等の評価等

助成決定者は、助成対象期間終了後において、J S Cの求めに応じて、J S Cが定める当該助成活動等に係る評価及び経年後の調査等を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

## (3) スポーツくじ (toto・BIG) 理念広報への協力依頼

スポーツくじ (toto・BIG) の収益の一部は、選手・指導者研さん活動助成の財源となっています。

スポーツくじは「日本のスポーツの発展」に寄与するシステムであることをご理解いただき、このシステムを支えるくじの購入者へ感謝の意を伝えること及び更なるスポーツくじの応援団を増やすために、理念広報へご協力をお願いします。

- ・ J S C主催のイベントへの出演
- ・ ホームページやSNS、広報誌へ掲載する記事への取材協力や活動写真の提供
- ・ スポーツ教室や講演会などのスポーツ普及活動における、スポーツくじのPR

スポーツくじの社会的意義が深まることで、安定的なスポーツ振興助成財源の確保へとつながります。

toto・BIG 公式 facebook ページや Instagram ページへ「いいね！」やフォロー、シェアをしていただき、SNS での拡散にもご協力をお願いします。

## 12 お問い合わせ先

独立行政法人日本スポーツ振興センター

スポーツ振興事業部 支援企画課 アスリート支援係

〒107-0061 東京都港区北青山 2-8-35

T E L : 03-5410-9172

メール : josei4@jpnssport.go.jp